

武器等の修理に係る武器等製造法上の取扱い

各経済産業局産業振興部長(産業部長)殿

経済産業省製造産業局  
航空機武器宇宙産業課長

武器等の修理に係る武器等製造法上の取扱いについては、今後、下記によることとしますので、その適用に当たっては適切に処理するようお願いいたします。

記

1. 武器たる部品の交換を伴う修理又は改造が認められるのは、引き続き次の2つの場合とする。

- (a) 法第22条ただし書の規定に基づき、国の職員が自ら行う場合
- (b) 武器製造事業者が、法第3条の規定に基づき製造事業許可を得ている事業所・工場内において修理を行う場合

2. 武器たる部品の交換を伴わない軽微な修理又は改造に関しては、以下のケースについて、武器等の修理に当たっての保管・管理上の能力及び修理能力等を勘案の上、法第4条ただし書の規定に基づく許可を包括的に付与することができる。

- (1) 陸上自衛隊〇〇駐屯地(分屯地を含む。)又は〇〇演習場内において、下記3①の要件に該当する事業者(以下、「武器製造事業者等」という。)が行う武器の修理
- (2) 武器製造事業者の工場・事業所内において、当該工場・事業所が得ている製造許可以外の武器の製造許可を得ている他の武器製造事業者等が行う武器の修理
- (3) 海上自衛隊〇〇地方総監部及び同総監部警備区内にある基地隊の所在地の港に停泊する又は同地方総監部の管理するドックに位置する艦船内(同総監部に籍を置く艦船に限る。)において、武器製造事業者等が行う検査・修理(定期検査・年次検査・中間修理・臨時修理)

(注) 地方総監部の所在地を管轄する経済産業局と当該総監部警備区内にある基地隊の所在地を管轄する経済産業局が異なる場合には、当該総監部と当該基地隊に係る許可はそれぞれ別途に取扱うこととする。

- (4) 艦船の定期検査・年次検査を行う造船所の所在地の港に停泊する又は同造船所内に位置する艦船内並びに同造船所内において、武器製造事業者等が行う検査・修理

4. 上記2～3に示す包括許可については、航空機武器宇宙産業課が防衛庁及び武器製造事業者等から行うヒアリングをもとに作成し、各経済産業局に提供する武器等の修理計画(包括許可として付与することができ数量を含む。)を踏まえて審査する。

なお、申請者から、すでに付与された包括許可を超える数量を扱いたい旨の要請があった場合には、航空機武器宇宙産業課に協議されたい。航空機武器宇宙産業課が、改めて防衛庁と包括許可を追加的に付与することの可否について協議の上、その結果を各経済産業局に通知する。

5. 法第4条ただし書の規定に基づく個別許可の審査については、その緊急性を踏まえ、可能な限り迅速に処理されたい。

6. その他特別の事情がある場合等は、航空機武器宇宙産業課に対して前広に相談されたい。

(5) 海上自衛隊○○地方総監部及び同総監部警備区内の基地隊の所在地の港並びに同総監部に籍を置く艦船の定期検査・年次検査を行う造船所及び同造船所の所在地の港以外に位置する艦船内(同総監部に籍を置く艦船に限る。)において、武器製造事業者等が行う修理

(6) 海上自衛隊○○基地内又は航空自衛隊○○基地内において、武器製造事業者等が行う武器の修理

3. 申請者の申請内容については、次に示す通り、今後の修理スケジュール(上記2(3)(4)の場合)及び過去5年間の修理実績を勘案しつつ、申請者等の保管・管理上の能力及び修理能力、検査・修理の対象となる武器の見込み数量等を審査の上、包括許可を付与する。

① 申請者が、当該申請に係る武器等について、法第3条に規定する武器製造事業者であること、あるいは、最近5年以内に法第4条ただし書に規定する武器たる部品の交換を伴わない軽微な修理又は改造の実績を有していること(新たに装備化された武器等の場合は同種の武器等の修理実績を有していること)を審査する。

② 申請に係る武器等の修理を行う場所が当該武器に係る保管・管理が厳格に行われ得るかについて審査する。

③ 包括許可を付与する数量については、防衛庁・民間企業からのヒアリングに基づき、武器の名称毎に、次の数量を算出し、これらを合計した数量を基本とする。

なお、この数量には、瑕疵担保請求による修理等の無償で行われるものも含む。

・ 今後の検査スケジュールに基づき算出される定期検査・年次検査に伴う修理数量(上記2(3)(4)の場合)

・ 過去5年間に終わった武器の修理実績の年間合計数量のうち、最も多くの武器修理を行った年度の年間修理数量(上記2(3)(4)の定期検査・年次検査の場合を除く)

④ 「製造を行う場所」は、上記2(1)～(6)の区分に従い、次の通りとする。

・ (1)の場合：「陸上自衛隊○○駐屯地(分屯地を含む)又は○○演習場内」

・ (2)の場合：「武器製造事業者の工場・事業所内」

・ (3)の場合：「海上自衛隊○○地方総監部及び同警備区内にある基地隊の所在地の港に停泊する又は同地方総監部の管理するドックに位置する艦船内」

・ (4)の場合：「○○造船所の所在地の港に停泊する又は同造船所内に位置する艦船内並びに造船所内」

・ (5)の場合：「海上自衛隊○○地方総監部に籍を置く艦船内(同地方総監部等(別紙参照)の所在地の港に停泊する及び同場所に位置する場合を除く。)」

・ (6)の場合：「海上自衛隊○○基地内」又は「航空自衛隊○○基地内」

1 総監部等

警備区	名	称	所	在	地
横須賀	横須賀地方総監部		神奈川県横浜須賀野市		
	父島基地分遣隊		東京都小笠原村父島		
呉	呉地方総監部		広島県呉市		
	佐伯基地分遣隊		大分県佐伯市		
	阪神基地隊		兵庫県神戸市		
	第1術科学校		広島県安芸郡江田島町		
	由良基地分遣隊		和歌山県日高郡由良町		
佐世保	佐世保地方総監部		長崎県佐世保市		
	下関基地隊		山口県下関市		
	沖繩基地隊		沖縄県中頭郡読運町		
舞鶴	舞鶴地方総監部		京都府舞鶴市		
大湊	大湊地方総監部		青森県むつ市		
	余市防備隊		北海道余市郡余市町		

2 造船所 (14.9.24 駐)

警備区	造船所名	所在地
横須賀	石川島播磨重工業㈱横浜第三工場	神奈川県横浜市
	住友重機械工業㈱浦賀造船工場	神奈川県横浜須賀野市
	日本鋼管㈱鶴見工場	神奈川県横浜市
	日立造船㈱神奈川工場	神奈川県川崎市
	三菱重工工業㈱横浜製作所	神奈川県横浜市
呉	石川島播磨重工業㈱呉第一工場	広島県呉市
	川崎重工業㈱神戸工場	兵庫県神戸市
	内海造船㈱田原工場	広島県因島市
	日立造船㈱因島工場	広島県因島市
	三井造船㈱玉野造船工場	岡山県玉野市
佐世保	三菱重工工業㈱神戸造船所	兵庫県神戸市
	佐世保重工業㈱佐世保造船所	長崎県佐世保市
	三菱重工工業㈱長崎造船所	長崎県長崎市
	三菱重工工業㈱下関造船所	山口県下関市
	日立造船㈱舞鶴工場	京都府舞鶴市
大湊	函館どつく㈱函館造船所	北海道函館市

※ 1.0月1日以降、一部の造船所は再編、分社化により新会社となる。  
 ・箱を置く総監部の警備区以外の造船所で検査・修理を行う場合もある。